

【文例8】

不本意な配転・出向等に対する異議を留保して赴任する場合の通知書

ポイント

- ・労働契約書の内容による異動の範囲か確認し、異動が前提となっている場合には、配置転換等が不当と考えても、従わないでいると解雇等の更なる不利益を受けるおそれがあるため、不本意ながらとりあえず従っていることを通知しておきます。
- ・労働契約書で職種や勤務地が限定されていなかったか、契約内容を確認しましょう。
- ・使用者が対応しない場合は、交渉することや、法的手続をとることを検討していくことになります。

例文

通 知 書

私 は 、 元 号 ○ 年 ○ 月 ○ 日 、 元 号 ○ 年 ○ 月 ○  
 日 付 け で の △ △ 支 店 へ の 転 勤 命 令 を 受 け ま し  
 た 。  
 し か し 、 貴 社 の 入 社 時 の 説 明 で は 、 勤 務 地  
 は ○ ○ 市 内 に 限 る と 言 わ れ て お り 、 転 勤 は な  
 い と 聞 い て い ま す 。  
 ま た 、 私 の 家 庭 で は 、 常 時 介 護 を 要 す る 父  
 親 を 抱 え て 、 家 族 皆 で 介 護 に 当 た っ て お り 、  
 長 期 に 家 を 空 け る こ と は で き な い 事 情 が あ る  
 こ と を 、 上 司 で あ る × × 課 長 に こ れ ま で 何 度  
 と な く お 話 し し て お り ま す 。  
 よ っ て 、 こ の 命 令 は 不 当 と 考 え ら れ 、 承 服  
 す る こ と は で き ま せ ん 。  
 し か し な が ら 、 更 な る 不 利 益 を 避 け る た め  
 に 不 本 意 な が ら 、 異 議 を 留 保 し て と り あ え ず  
 命 令 先 に 赴 任 し ま す 。  
 直 ち に 命 令 を 見 直 し 、 元 の 職 場 に 復 帰 さ せ  
 て い た だ き ま す よ う 対 応 を お 願 い し ま す 。  
 元 号 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
 高 知 県 ○ ○ 市 □ □ 町 □ □ 番 地  
 ○ ○ ○ ○ ④

高 知 県 □ □ 市 □ □ 町  
 株 式 会 社 △ △  
 代 表 取 締 役 △ △ △ △ 様